

広島県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

令和三年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
たぐま歯科クリニック	尾道市因島田熊町一〇番地三	令和三年三月一日
有限会社田辺薬局	尾道市古浜町一四番一三号	令和三年三月三十一日